

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

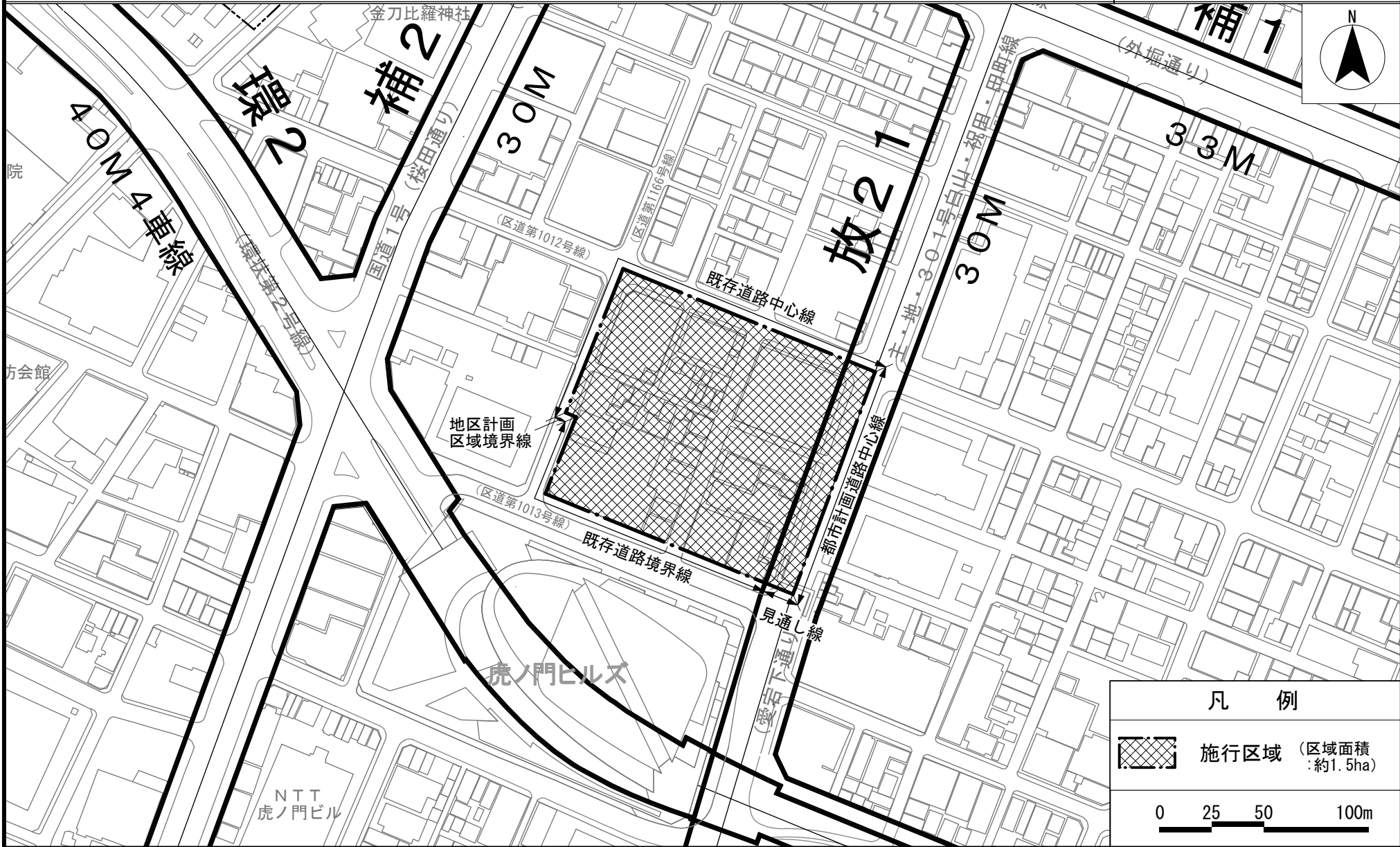
名 称		虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.5ha				
公共施設の 配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 21 号線	別に都市計画において定めるとおり		拡幅
		区画道路	特別区道 第 1012 号線	幅員 約 7.5m [約 15m]、延長 約 110m		整備済み
			特別区道 第 1013 号線	幅員 約 12.5m [約 30.5m]、延長 約 19m		拡幅 地下歩行者通路出入口を整備する。
			特別区道 第 1166 号線	幅員 約 5.5m [約 11m]、延長 約 60m		整備済み
	公園		公園	約 1,200 m ²		新設
建築物の 整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	A-1	約 8,250 m ²	約 175,000 m ² [約 146,000 m ²]	事務所、店舗、駐車場	高層部：185m	建築物の高さは T. P. +5.5m からとする。
	A-2	約 250 m ²	約 600 m ² [約 600 m ²]	教会	低層部：20m	建築物の高さは T. P. +5.5m からとする。
建築敷地の 整備	街区	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A-1	約 10,100 m ²	・銀座線虎ノ門駅や日比谷線新駅に連絡する地下歩行者通路や、その地上出入口等を整備する。 ・区道第 1012、1166、1013 号線の各沿道に歩道状空地を整備するとともに、虎ノ門ヒルズに連絡する歩行者デッキの整備を行い、地区内外の回遊性を高める歩行者ネットワークを形成する。			
	A-2	約 300 m ²				
参 考		都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用や都市機能の更新、防災性の向上、交通結節機能の強化等を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

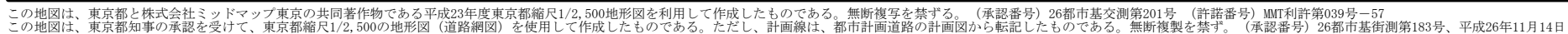
東京都市計画第一種市街地再開発事業
虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 1

(施行区域図)



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第201号 (許諾番号) MMT利許第039号-57
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第183号、平成26年11月14日

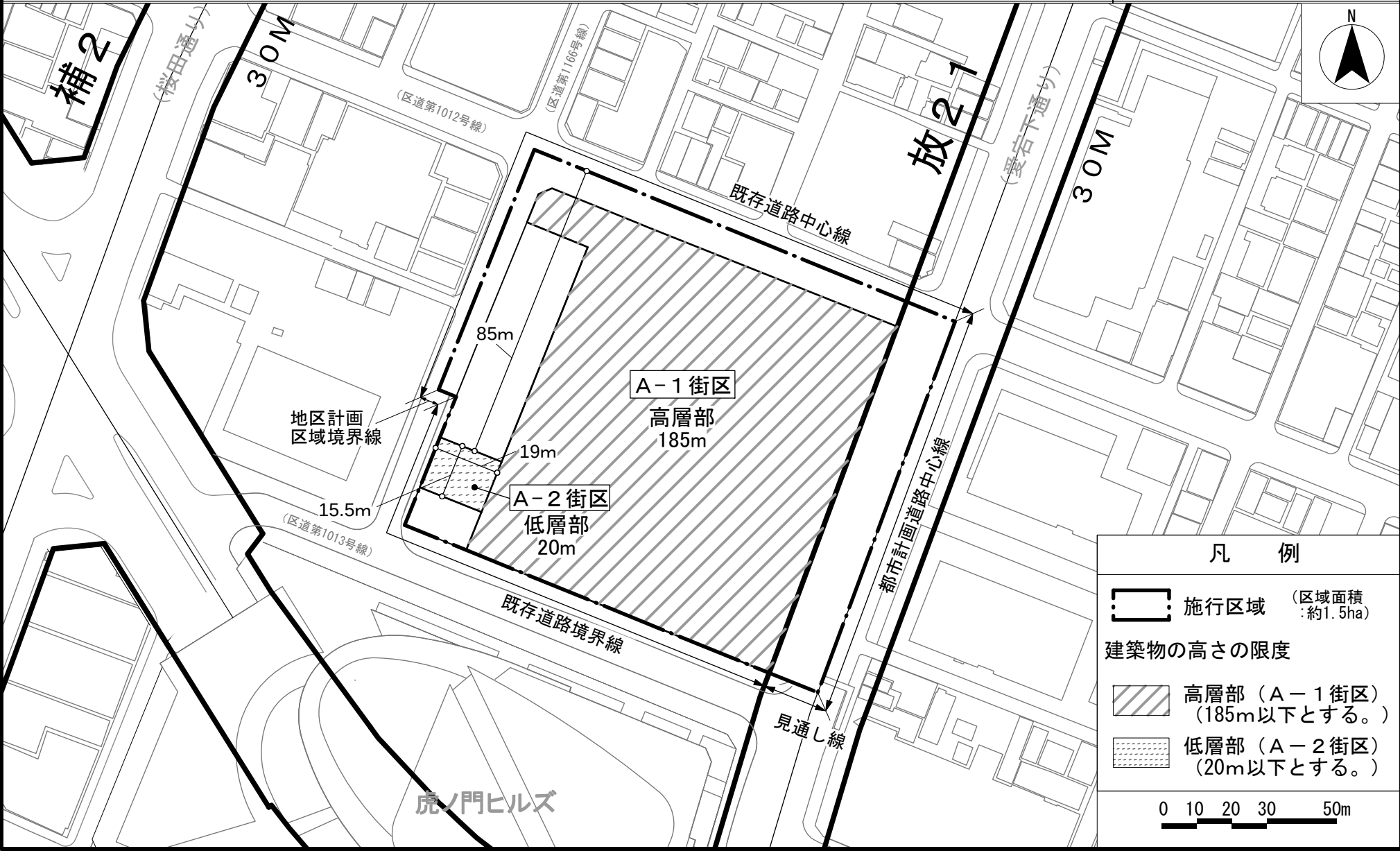
(公共施設の配置
及び街区の配置図)



東京都市計画第一種市街地再開発事業

虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度図)



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第201号 (許諾番号) MMT利許第039号-57
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第183号、平成26年11月14日